

家畜衛生情報

香 川 県 畜 産 課
TEL(087)832-3426~8 FAX(087)806-0204
香川県東部家畜保健衛生所
TEL(087)898-1121 FAX(087)898-9558
香川県西部家畜保健衛生所
TEL(0877)62-0020 FAX(0877)62-3299

令和2年度に発生した高病原性鳥インフルエンザについて

令和2年11月から令和3年3月にかけて、国内では過去最大となる18県52事例の高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）の発生があり、香川県でも13事例19農場（疫学関連農場を含む）で約180万羽の鶏が殺処分されました。

原因ウイルス

原因として、野鳥での確認も含め、ヨーロッパ等で流行したものと同系統の5種類の異なる遺伝子型のウイルスが国内に侵入したことが確認されました。香川県では、そのうち2種類のウイルスが県内に侵入したことがわかりました。

また、香川県で発生した国内初発事例の原因ウイルスは、過去に国内発生した原因ウイルスと比べて、鶏が死亡するまでの期間が長いことがわかりました。このため発生に至るまでには、野外や農場内において多量のウイルスが排出され、ウイルス濃度が上昇していた可能性が示唆されました。

これらのことから、HPAI発生予防対策として、家きん舎内にウイルスを侵入させないように農場の衛生管理区域・家きん舎出入口での車両消毒・手指消毒、家きん舎毎の衣服・靴交換、防鳥ネットの修繕・家きん舎の壁や屋根の修理等の野生動物侵入防止対策を徹底することが重要です。さらに、病原体を持ち出さないために、家きん舎や衛生管理区域からの出場時の消毒も徹底してください。

手当金の減額について

家畜伝染病の発生やまん延防止のために必要な措置を講じなかったと判断される農場は、手当金の一部が厳しく減額されています。減額理由となった不十分とされた飼養衛生管理基準の項目のうち主なものをお示しします。

- ・ 平常時の死亡数の2倍以上の増加を発見した場合の速やかな通報
- ・ 埋却地の確保（殺処分家きん等は原則として埋却処分になります）
- ・ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置
- ・ 車両消毒や車内の交差汚染防止、消毒実施記録の作成及び保管
- ・ 家きん舎の入口付近に消毒設備を設置、出入りの際に手指の洗浄及び消毒
- ・ 家きん舎毎の靴や手袋の交換
- ・ 家きん舎の屋根や壁面の破損個所の修繕 等

今年もすでに世界的にHPAIが発生しており、秋以降再度香川県にウイルスが渡り鳥により持ち込まれる危険性が高くなっています。

改めて飼養衛生管理基準の遵守を徹底するよう、そして家きんの異状が確認された場合には、速やかに最寄りの家畜保健衛生所に通報するようお願いいたします。

子牛の臍帯炎について

病性鑑定で持ち込まれる子牛で、最近では臍帯炎が増加傾向にあります。臍帯炎は子牛が不衛生な環境に産み落とされた場合や出生時の管理不足などで発症率が高くなります。

臍帯炎は、細菌が臍帯（へその緒）に付着・増殖した後、増殖した細菌が臍帯から体内に入り、臍動脈や臍静脈に膿瘍（臍膿瘍）を形成することで起きます。早期に発見して処置をすれば局所の感染で治療できますが、手遅れになると、血行性に全身に広がり肝膿瘍、化膿性関節炎、腹膜炎、敗血症などを引き起こし、発育不良や死亡に至ることがあります。

臍帯炎は治療よりも予防が大事とされ、その予防は①分娩房を衛生的に保つこと、②適切な初乳の給与、③臍帯の消毒、乾燥です。臍帯の消毒については、出生直後にポピドンヨード2%溶液などの消毒液を、スプレーで臍帯の表面と内面を消毒することが勧められています。

また、臍帯炎の予防対策は、臍帯炎が低減するだけでなく、関節炎や呼吸器病も減少した報告もあり、子牛1頭1頭を大切にすることで、増頭・収入増につながります。

農事組合法人大和畜産組合が農場HACCP認証を取得しました！

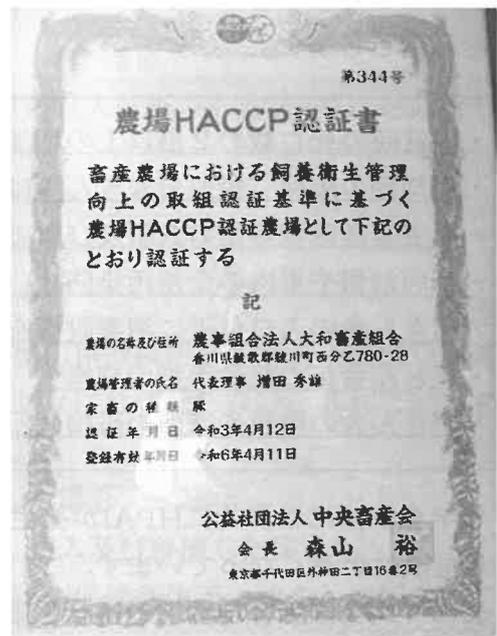
綾川町の大規模養豚場、農事組合法人大和畜産組合が、令和3年4月12日付けで農場HACCP認証を取得しました。

同法人では、家畜・生産物の安全性を確保するため、平成29年7月から取り組みを開始、毎月1回、同法人と関係機関で構築会議を開催し、HACCP計画や衛生管理プログラムの作成を行ってきました。令和3年2月に初回審査を受けて、同年4月に認証取得となり、養豚では農場HACCP認証取得県内第1号となりました。

農場HACCPの取り組みを行うことで、各作業工程の文書化や飼養衛生管理基準の確認ができ、「従業員の衛生管理レベルが上がった」との声もありました。

また、同法人では取得後も従業員の勉強会を毎週1回行い、農場全体の知識と技術のレベルアップを図っています。

今後は、更新審査等を受検し、農場HACCP認証取得を更新していくとともに、PDCAサイクルにより、衛生管理システムの継続的な改善を行いながら、より安全安心な畜産物の生産を目指していきます。



養豚における食品残さ利用飼料の加熱基準等の変更について

国内での豚熱や中国等でのアフリカ豚熱の発生において、加熱不十分な肉を含む食品残さが原因と疑われる事例が確認されていることを受け、食品残さ利用飼料の加熱処理基準の規定が見直され、令和2年8月31日に「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」が策定されました。

食品残さを自農場の豚に給餌する場合は、以下の項目を遵守してください。

○食品残さに加熱処理等の対象のものが含まれるか否かの確認。

肉を含まない食品残さでも、肉と接触した可能性のあるものは対象となります。

○攪拌しながら90℃、60分以上またはこれと同等以上の加熱処理。

○加熱処理の記録の作成や保管。

加熱日時（時間）や加熱温度、原材料の種類や導入元などを記録し、8年間保管してください。

○加熱処理後の飼料の再汚染防止対策。

原材料の保管場所や加熱装置は衛生管理区域外に設置し、加熱前後での作業動線を明確に分け、作業者の衣服や靴の交換をしてください。また、衛生管理区域内への持込み時にも、消毒済みの加熱処理済専用容器を用いたり、衣服や靴を交換するなど、飼養衛生管理基準の遵守をお願いします。詳しくは最寄りの家畜保健衛生所までお問合せください。

疾病情報

家畜伝染病・伝染性疾病発生状況(近県)

疾病名	畜種	発生場所	発生時期	発生戸数	発生頭羽数
ヨ一ネ病(法定)	牛	島根県、徳島県	R3.3月~4月	2	2
牛ウイルス性下痢(届出)	牛	愛媛県、香川県	R3.3月~5月	5	27
牛伝染性鼻気管炎(届出)	牛	山口県	R3.4月	1	1
牛伝染性リンパ腫(届出)	牛	兵庫県、岡山県、広島県 鳥取県、島根県、山口県 愛媛県、徳島県、香川県	R3.3月~5月	107	125
破傷風(届出)	牛	島根県、山口県	R3.4月~5月	3	3
豚丹毒(届出)	豚	兵庫県、岡山県、広島県 鳥取県、島根県、愛媛県 徳島県、高知県、香川県	R3.3月~5月	19	36
サルモネラ症(届出)	豚	愛媛県	R3.4月	1	4
サルモネラ症(届出)	鶏	兵庫県	R3.3月	1	8
鶏痘(届出)	鶏	広島県	R3.4月	1	3
鶏伝染性気管支炎(届出)	鶏	兵庫県、広島県	R3.3月~4月	2	13
鶏白血病(届出)	鶏	香川県	R3.3月	1	1
アカリダニ症(届出)	蜜蜂	兵庫県、広島県、鳥取県、島根県 山口県、愛媛県、徳島県	R3.3月~5月	18	28
ノゼマ症(届出)	蜜蜂	兵庫県	R3.5月	1	1

新人だより

はじめまして、令和3年4月より健康福祉部から人事交流として東部家畜保健衛生所病性鑑定室に配属となりました川西郁馬（かわにし いくま）と申します。生まれと育ちは高松市で、小さいころから野球を行っており、現在もチームに入り活動しています。大学は、北里大学で青森県の大自然の中で過ごしました。青森ではウィンタースポーツや温泉の楽しさに目覚め、大学の講義前にサウナに行くまでになりました。また、車で遠くまで行くことが当たり前となり青森から東京までドライブしたこともあります。大学の講義や実習では、畜産関係について学ぶ機会が多くあり、農場で実際に家畜の世話や治療を行うことができました。



健康福祉部では、食肉衛生検査所で食肉の衛生管理と病性判定を行っていました。畜産の農場HACCP同様に、と畜場でのHACCP導入が進み、事業者の皆様へ「HACCPとは何か」、「行うべきことは何か」を説明する機会が多くあり、皆様の疑問にもお答えすることができますのでお気軽にご質問ください。

また、以前より畜産関係の仕事に就きたいと考えていました。今回、畜産分野に携われることになり、とてもワクワクしています。未熟者ですが、香川県の畜産の発展に貢献できるように業務に励んでまいります。これからよろしくお祈りいたします。

<お知らせ>

○令和3年度香川県家畜商講習会について

日時：令和3年10月19日（9時から17時15分）

令和3年10月20日（9時から17時15分）

場所：高松市番町四丁目1番10号 香川県庁 本館12階 第3・4会議室

受講希望者は家畜商講習会受講申込書に講習手数料として香川県収入証紙（3,200円分）を貼付し、県庁畜産課へ提出してください。

詳細は県ホームページをご覧ください。

○家畜改良増殖法の違反等について

家畜改良増殖法では、精液・受精卵には、それぞれ家畜人工授精用精液証明書、家畜体内受精卵証明書又は家畜体外受精卵証明書（以下「証明書」という。）を添付しなければならないとされています。

次の行為は、故意又は過失にかかわらず、法律違反となります。

① 証明書が添付されていない精液等の譲渡、注入及び移植した場合

② 記載内容に誤りのある証明書が添付された精液等を譲渡、注入及び移植した場合

精液・受精卵の取り違え等で問題が発生した場合は、最寄りの家畜保健衛生所に速やかに報告してください。